

議案第 22 号

富山県自転車活用推進条例制定の件

富山県自転車活用推進条例を次のように定める。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県自転車活用推進条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 自転車の活用の推進に関する基本計画等（第7条—第9条）

第3章 自転車の活用の推進に関する基本的施策（第10条—第16条）

第4章 財政措置等（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車関係法令 道路交通法その他自転車の利用に関する法令をいう。

（基本理念）

第3条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が環境への負荷の低減及び災害時における交通機能の維持に資するものであるという基本的認識の下に、自転車

による交通の役割の拡大を図ることを旨として、行われなければならない。

- 2 自転車の活用の推進は、日常生活における自転車の利用を推進するとともに、自転車を利用したスポーツを楽しめる機会を創出し、県民の健康の増進を図ることを旨として、行われなければならない。
- 3 自転車の活用の推進は、県民、観光旅行者等が自転車を利用しやすい環境を創出し、自転車の活用による観光地の魅力の磨き上げその他の地域の活性化を図ることを旨として、行われなければならない。
- 4 自転車の活用の推進は、歩行者並びに自転車及び自動車等を利用する者が互いに安全で安心して通行することができる環境を創出することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の活用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、国及び市町村との適切な役割分担並びに相互の連携の下に、県民及び事業者の協力を得て、自転車の活用の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。
- 3 県は、自転車の活用の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、自転車の安全かつ適正な利用が図られるよう配慮するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念について理解を深め、それぞれの立場において自転車の活用の推進を図るよう努めるものとする。

- 2 県民は、自転車の活用の推進に当たっては、自転車関係法令を遵守するとともに、自転車の利用に関する知識の習得その他家庭、地域等における自転車の安全かつ適正な利用に関する取組を行うよう努めるものとする。
- 3 県民は、県が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念について理解を深め、その事業活動において自転車の活用の推進を図るよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自転車の活用の推進に当たっては、自転車を利用して通勤し、又は

その事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他自転車の安全かつ適正な利用に関する取組を行うよう努めるものとする。

- 3 事業者は、県が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 自転車の活用の推進に関する基本計画等

(自転車の活用の推進に関する基本計画)

第7条 知事は、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 自転車の活用の推進に関する目標及び基本方針
- (2) 自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項
- (3) 自転車の活用を推進するための体制の整備に関する事項
- (4) その他自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第8条 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

(施策の推進等に係る体制の整備)

第9条 県は、基本計画に基づく施策を推進するための体制を整備するものとする。

第3章 自転車の活用の推進に関する基本的施策

(自転車通行空間の整備)

第10条 県は、国及び市町村と連携して、歩行者並びに自転車及び自動車等を利用する者が互いに安全で安心して通行することができる自転車通行空間（自転車が通行するための道路又は道路の部分という。）の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自転車を活用した健康の増進)

第11条 県は、国及び市町村その他関係団体と連携して、幅広い年齢層における自転車を活用したスポーツを振興し、県民の健康の増進を図るため、県民が安全か

つ快適に自転車を利用することができる環境の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(自転車を活用した観光地域づくり等)

第12条 県は、国及び市町村、観光に関する事業を行う者、公共交通に関する事業を行う者その他関係団体と連携して、県民、観光旅行者等が自転車を利用しやすい環境の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(自転車交通安全教育)

第13条 県は、県民に対し、自転車の安全かつ適正な利用に関する教育(次項において「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。

2 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全かつ適正に利用することができるよう、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第14条 自転車を利用する者及び自転車の貸付を業とする者その他自転車を事業の用に供する者は、自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(次項及び次条第2項において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入に努めるものとする。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

(県民等への情報提供等)

第15条 県は、自転車の活用の推進に関する意識の高揚を図るため、県民及び事業者並びに観光旅行者等に対し、市町村、関係団体等と連携して、自転車の活用の推進に関する情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、自転車を利用する者及び自転車の貸付を業とする者その他自転車を事業の用に供する者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、市町村、関係団体等と連携して、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等への支援)

第16条 県は、県民、事業者又は関係団体等が行う自転車の活用の推進に関する取組に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、市町村が自転車の活用の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

第4章 財政措置等

(財政上の措置)

第17条 県は、自転車の活用の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(細則)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

富山県部局設置条例一部改正の件

富山県部局設置条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県部局設置条例の一部を改正する条例

富山県部局設置条例（昭和35年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域振興に関する事項

第2項中「観光・交通・地域振興局」を「観光・交通振興局」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 24 号

富山県固定資産評価審議会条例一部改正の件

富山県固定資産評価審議会条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

富山県固定資産評価審議会条例（昭和37年富山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「2 年」を「3 年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に富山県固定資産評価審議会の委員である者の任期は、この条例による改正後の富山県固定資産評価審議会条例第 2 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成31年 4 月30日までとする。

議案第 25 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の
件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第14項の次に次の 1 項を加える。

14の 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第53条第 1 項の規定による自立支援医療費（政令第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給認定の申請に係る事実（所得の状況に係るものに限る。）についての審査
- (2) 法第56条第 1 項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更の申請に係る事実（所得の状況に係るものに限る。）についての審査

別表第 4 第 1 項中「第14項」の次に「、第14の 2 項」を加える。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

富山県職員定数条例一部改正の件

富山県職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「1,006人」を「1,017人」に、「2,825人」を「2,804人」に、
「574人」を「572人」に、「8,056人」を「8,044人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 27 号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例一部改正の件

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「4 時間」を「人事委員会規則で定める時間」に改める。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

富山県企業立地促進資金貸付基金条例一部改正の件

富山県企業立地促進資金貸付基金条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県企業立地促進資金貸付基金条例の一部を改正する条例

富山県企業立地促進資金貸付基金条例（昭和58年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「をいう」の次に「。第5条において同じ」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（基金の処分）

第5条 基金は、県内の発電用施設の周辺の地域における企業の立地の促進に関する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 29 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の123の項中「7,400円」を「7,530円」に、「4,640円」を「4,720円」に、「2,190円」を「2,230円」に、「880円」を「890円」に、「133,200円」を「135,600円」に、「46,800円」を「47,710円」に、「2,570円」を「2,610円」に、「60,700円」を「61,750円」に、「4,050円」を「4,130円」に改め、同表の144の項中「2,520円」を「2,570円」に改め、同表の145の項中「430円」を「440円」に、「4,300円」を「4,400円」に改め、同表の210の項中「7,100円」を「9,500円」に改め、同表の220の7の項中「2,060円」を「2,100円」に、「410円」を「420円」に改め、同表の221の項中「9,510円」を「9,690円」に、「310円」を「320円」に、「7,080円」を「7,210円」に、「12,840円」を「13,250円」に、「7,090円」を「7,230円」に、「1,410円」を「1,430円」に、「2,840円」を「2,890円」に、「22,000円」を「22,410円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「8,400円」を「8,600円」に、「15,400円」を「15,700円」に、「33,400円」を「34,000円」に改め、同表の252の項中「110,600円」を「112,640円」に改め、同表の276の項中「37,000円」を「37,700円」に改め、同表の277の項中「690円」を「700円」に、「730円」を「740円」に改め、同表の308の項中「1,300円」を「1,320円」に、「2,490円」を「2,530円」に、「3,790円」を「3,860円」に改め、同表の309の項中「23,900円」を「24,300円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「48月未満の牛の死体」を「の牛の死体（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項第5号に掲げる伝達性海綿状脳症に係る検査の対象となるものを除く。）」に、「32,300円」を「32,900円」に、「700円」を「710円」に改め、同表の314の項及び315の項から317の項までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」

に改め、同表の 325 の 2 の項中「第53条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、同表の 326 の項中「第53条第 5 項第 3 号」を「第53条第 6 項第 3 号」に改め、同表の 334 の 5 の項中「第67条の 3 第 3 項第 2 号」を「第67条第 3 項第 2 号」に改め、同表の 334 の 6 の項中「第67条の 3 第 9 項第 2 号」を「第67条第 9 項第 2 号」に改め、同表の 347 の 2 の項中「同条第 3 項」の次に「（同法第87条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同表の 347 の 4 の項を同表の 347 の 6 の項とし、同表の 347 の 3 の項を同表の 347 の 5 の項とし、同表の 347 の 2 の項の次に次のように加える。

<p>347 の 3 建築基準法第87条の 3 第 5 項の規定に基づく建築物の用途の変更に係る使用の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の許可申請手数料</p>	<p>(1) 用途の変更に係る床面積の合計の 2 分の 1 が 100 平方メートル以内のものに係る審査 15,000円</p> <p>(2) 用途の変更に係る床面積の合計の 2 分の 1 が 100 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のものに係る審査 30,000円</p> <p>(3) 用途の変更に係る床面積の合計の 2 分の 1 が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のものに係る審査 60,000円</p> <p>(4) 用途の変更に係る床面積の合計の 2 分の 1 が 1,000 平方メートルを超えるものに係る審査 120,000円</p>
<p>347 の 4 建築基準法第87条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物の用途の変更に係る使用の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する場合の許可申請手数料</p>	<p>160,000円</p>

別表第1の357の項の次に次のように加える。

<p>357の2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項の規定に基づく土地等使用権の取得又は同法第19条第1項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長についての裁定の申請に対する審査</p>	<p>特定所有者不明土地の土地等使用権の取得又は土地等使用権の存続期間の延長裁定申請手数料</p>	<p>360,100円の範囲内において、損失補償の見積額の区分に応じ規則で定める額</p>
<p>357の3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく収用又は使用についての裁定の申請に対する審査</p>	<p>特定所有者不明土地の収用又は使用裁定申請手数料</p>	<p>360,100円の範囲内において、損失補償の見積額の区分に応じ規則で定める額</p>

別表第3の7の3の項中「7,100円」を「9,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1に357の2の項及び357の3の項を加える改正規定 平成31年6月1日

(2) 別表第1の314の項、315の項から317の項まで、325の2の項、326の項、334の5の項、334の6の項及び347の2の項の改正規定並びに同表の347の4の項を同表の347の6の項とし、同表の347の3の項を同表の347の5の項とし、同表に347の3の項及び347の4の項を加える改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日

(3) 別表第1の123の項、144の項、145の項、220の7の項、221の項、252の項、276の項、277の項及び308の項の改正規定並びに309の項の改正規定（「23,900円」を「24,300円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「32,300円」を「32,900円」に、「700円」を「710円」に改める部分に限る。） 平成31年10月1日

（経過措置）

- 2 この条例（前項第3号に掲げる規定については、当該規定）の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 30 号

行政財産の使用料に関する条例等一部改正の件

行政財産の使用料に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第1条 行政財産の使用料に関する条例(昭和39年富山県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1土地の項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同表建物の項中「 $\frac{108}{100}$ 」を「 $\frac{110}{100}$ 」に改める。

(富山県収入証紙条例の一部改正)

第2条 富山県収入証紙条例(昭和39年富山県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「10,000分の9,743」を「10,000分の9,739」に改める。

(富山県民会館条例の一部改正)

第3条 富山県民会館条例(昭和39年富山県条例第70号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「6,350円」を「6,500円」に、「12,700円」を「12,950円」に、「24,900円」を「25,400円」に、「49,900円」を「50,850円」に、「96,400円」を「98,200円」に、「13,350円」を「13,600円」に、「145,050円」を「147,750円」に、「178,950円」を「182,300円」に、「32,850円」を「33,500円」に、「128,550円」を「130,950円」に、「53,700円」を「54,700円」に改める。

別表第1の2の表中「3,450円」を「3,550円」に、「4,600円」を「4,700円」に改める。

別表第2中「320円」を「330円」に改める。

(富山県教育文化会館条例の一部改正)

第4条 富山県教育文化会館条例（昭和49年富山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「11,050円」を「11,300円」に、「33,850円」を「34,500円」に、「20,500円」を「20,900円」に、「96,700円」を「98,500円」に改める。

（富山県高岡文化ホール条例の一部改正）

第5条 富山県高岡文化ホール条例（昭和61年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「24,200円」を「24,650円」に、「8,250円」を「8,450円」に、「12,900円」を「13,150円」に、「99,800円」を「101,650円」に、「64,800円」を「66,000円」に、「31,400円」を「32,000円」に、「3,850円」を「3,950円」に、「2,700円」を「2,750円」に改める。

（富山県新川文化ホール条例の一部改正）

第6条 富山県新川文化ホール条例（平成6年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,600円」を「5,750円」に、「3,600円」を「3,700円」に、「23,150円」を「23,600円」に、「177,950円」を「181,250円」に、「40,650円」を「41,450円」に改める。

（富山県民小劇場条例の一部改正）

第7条 富山県民小劇場条例（昭和62年富山県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「13,900円」を「14,200円」に、「135,800円」を「138,350円」に改める。

（富山県利賀芸術公園条例の一部改正）

第8条 富山県利賀芸術公園条例（平成6年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「19,200円」を「19,600円」に、「17,100円」を「17,400円」に、「32,100円」を「32,700円」に、「16,000円」を「16,300円」に、「9,700円」を「9,900円」に改める。

別表の2の表本館の項中「89,500円」を「91,200円」に、「3,000円」を「3,050円」に、「1,500円」を「1,550円」に、「350円」を「360円」に、「270円」を「280円」に改め、同表研修交流館の項中「13,400円」を「13,600円」に改める。

円」に、「3,000円」を「3,050円」に、「1,500円」を「1,550円」に改める。

(高志の国文学館条例の一部改正)

第9条 高志の国文学館条例(平成23年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3中「4,100円」を「4,200円」に改める。

別表第1の4の表中「14,160円」を「14,420円」に、「3,540円」を「3,610円」に、「7,040円」を「7,170円」に、「1,760円」を「1,790円」に、「4,350円」を「4,430円」に、「860円」を「880円」に、「3,890円」を「3,960円」に、「770円」を「780円」に、「1,390円」を「1,420円」に、「280円」を「290円」に、「1,670円」を「1,700円」に、「330円」を「340円」に改める。

別表第2中「320円」を「330円」に改める。

(富山県民共生センター条例の一部改正)

第10条 富山県民共生センター条例(平成9年富山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「8,300円」を「8,500円」に、「32,800円」を「33,500円」に、「14,400円」を「14,700円」に、「22,800円」を「23,300円」に、「43,800円」を「44,700円」に、「21,600円」を「22,000円」に改める。

別表の2の表中「270円」を「280円」に改める。

(富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例の一部改正)

第11条 富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例(昭和56年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,030円」を「1,050円」に、「510円」を「520円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「19,550円」を「19,910円」に、「8,300円」を「8,450円」に、「12,220円」を「12,450円」に、「5,190円」を「5,290円」に、「1,570円」を「1,600円」に、「590円」を「600円」に、「430円」を「440円」に改める。

(富山県総合福祉会館条例の一部改正)

第12条 富山県総合福祉会館条例(平成11年富山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「18,300円」を「18,600円」に、「27,800円」を「28,200円」に、

「7,000円」を「7,100円」に、「37,500円」を「38,200円」に改める。

別表第2中「320円」を「330円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(富山県こどもみらい館条例の一部改正)

第13条 富山県こどもみらい館条例(平成4年富山県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,500円」を「4,600円」に、「6,000円」を「6,100円」に、「10,500円」を「10,700円」に、「900円」を「1,000円」に、「2,700円」を「2,800円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「800円」を「900円」に改める。

(富山県心の健康センター条例の一部改正)

第14条 富山県心の健康センター条例(平成9年富山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,600円」を「1,630円」に、「3,100円」を「3,160円」に、「5,100円」を「5,200円」に改める。

(富山県国際健康プラザ条例の一部改正)

第15条 富山県国際健康プラザ条例(平成11年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「13,400円」を「13,700円」に改める。

別表第3中「25,800円」を「26,200円」に改める。

(富山県立イタイイタイ病資料館条例の一部改正)

第16条 富山県立イタイイタイ病資料館条例(平成23年富山県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中「9,900円」を「10,100円」に、「3,700円」を「3,800円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「2,500円」を「2,600円」に改める。

(富山県工業用水道条例の一部改正)

第17条 富山県工業用水道条例(昭和46年富山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項各号列記以外の部分中「1.08」を「1.10」に改める。

(富山県水道用水供給条例の一部改正)

第18条 富山県水道用水供給条例(昭和54年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「1.08」を「1.10」に改める。

(富山県営駐車場管理条例の一部改正)

第19条 富山県営駐車場管理条例(昭和51年富山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条中「1.08」を「1.10」に改める。

(富山県農林水産総合技術センター条例の一部改正)

第20条 富山県農林水産総合技術センター条例(平成19年富山県条例第73号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表の4の項中「5,400円」を「5,500円」に改める。

別表の2の表の1の項中「16,200円」を「16,500円」に改め、同表の2の項中「5,200円以上28,500円」を「5,300円以上29,000円」に改め、同表の3の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表の4の項中「10,300円」を「10,500円」に改め、同表の6の項中「6,300円」を「6,500円」に改め、同表の8の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表の9の項中「8,700円」を「8,900円」に改め、同表の10の項中「2,200円以上121,900円」を「2,300円以上124,100円」に改め、同表の11の項中「4,300円」を「4,400円」に改め、同表の12の項中「1,300円」を「1,400円」に改め、同表の13の項中「4,600円」を「4,700円」に改め、同表の15の項中「7,500円」を「7,600円」に改め、同表の16の項中「49,200円」を「50,100円」に改め、同表の17の項中「29,400円」を「29,900円」に改め、同表の18の項中「2,600円以上12,200円」を「2,700円以上12,400円」に改め、同表の19の項中「9,600円」を「9,800円」に改め、同表の20の項中「3,600円」を「3,700円」に改め、同表の21の項中「35,000円」を「35,600円」に改め、同表の22の項中「39,000円以上45,700円」を「39,700円以上46,500円」に改め、同表の23の項中「4,300円」を「4,400円」に改め、同表の24の項中「2,800円以上8,300円」を「2,900円以上8,500円」に改め、同表の25の項中「4,800円以上21,600円」を「4,900円以上22,000円」に改め、同表の26の項中「2,800円以上7,600円」を「2,900円以上7,700円」に改め、同表の27の項中「5,000円以上15,100円」を「5,100円以上15,400円」に改め、同表の28の項中「161,500円以上285,200円」を「164,500円以上290,500円」に改め、同表の29の項中「61,000円以上490,100円」を「62,100円以上499,200円」に改める。

(富山県花総合センター条例の一部改正)

第21条 富山県花総合センター条例（昭和62年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,000円」を「6,110円」に、「3,070円」を「3,130円」に、「3,540円」を「3,610円」に、「1,060円」を「1,080円」に、「4,950円」を「5,040円」に、「2,470円」を「2,520円」に、「2,950円」を「3,010円」に、「820円」を「840円」に、「2,120円」を「2,160円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「360円」を「370円」に、「2円36銭」を「2円40銭」に改める。

（富山県植物公園条例の一部改正）

第22条 富山県植物公園条例（平成5年富山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「620円」を「630円」に、「410円」を「420円」に、「490円」を「500円」に、「330円」を「340円」に改める。

別表の2の表中「6,160円」を「6,270円」に、「3,830円」を「3,900円」に改める。

（富山県有峰森林文化村条例の一部改正）

第23条 富山県有峰森林文化村条例（平成14年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表有峰ハウスの項中「6,200円」を「6,300円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「3,300円」を「3,400円」に改め、同表テニスコートの項中「500円」を「510円」に、「330円」を「340円」に改める。

（富山県林道条例の一部改正）

第24条 富山県林道条例（昭和39年富山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中「4,400円」を「4,500円」に改める。

（富山県漁港管理条例の一部改正）

第25条 富山県漁港管理条例（昭和42年富山県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第137号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

別表第1の1の表中「1,339円20銭」を「1,364円」に、「64円80銭」を「66円」に、「43円20銭」を「44円」に、「3円24銭」を「3円30銭」に、「226円」

を「231円」に、「669円」を「682円」に、「21円60銭」を「22円」に改める。

別表第1の2の表中「43円20銭」を「44円」に改める。

別表第2の1の表中「173円」を「176円」に、「185円」を「188円」に、「161円」を「164円」に改める。

別表第2の2の表の備考第3項中「1.08」を「1.10」に改める。

(富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例の一部改正)

第26条 富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例(平成12年富山県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「1.08」を「1.10」に改める。

別表の3の表中「173円」を「176円」に、「185円」を「188円」に、「7円14銭」を「7円27銭」に、「119円」を「121円」に、「161円」を「164円」に改める。

(富山県道路占用料条例の一部改正)

第27条 富山県道路占用料条例(昭和37年富山県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「1.08」を「1.10」に改める。

(富山県公共海岸占用料等に関する条例の一部改正)

第28条 富山県公共海岸占用料等に関する条例(平成11年富山県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.10」に改める。

別表の2の表中「173円」を「176円」に、「185円」を「188円」に、「161円」を「164円」に改める。

(富山県港湾管理条例の一部改正)

第29条 富山県港湾管理条例(昭和37年富山県条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「5円99銭」を「6円11銭」に、「7円99銭」を「8円14銭」に、「4円」を「4円7銭」に、「162円」を「165円」に改め、同表の2の項中「78銭」を「79銭」に、「39銭」を「40銭」に改め、同表の3の項中「324円」を「330円」に改め、同表の4の項中「83,160円」を「84,700円」に、「110,160円」を「112,200円」に、「138,240円」を「140,800円」に、「165,240円」を「168,300円」に、「191,160円」を「194,700円」に、

「214,920円」を「218,900円」に、「235,440円」を「239,800円」に、「255,960円」を「260,700円」に、「272,160円」を「277,200円」に、「289,440円」を「294,800円」に、「307,800円」を「313,500円」に、「327,240円」を「333,300円」に、「347,760円」を「354,200円」に、「369,360円」を「376,200円」に改める。

別表第3の1の項中「37,640円」を「38,340円」に、「55,890円」を「56,930円」に、「36,090円」を「36,760円」に、「12,960円」を「13,200円」に改め、同表の2の項中「13円7銭」を「13円32銭」に、「22円22銭」を「22円64銭」に、「30円5銭」を「30円61銭」に、「15円18銭」を「15円47銭」に、「25円82銭」を「26円30銭」に、「34円93銭」を「35円59銭」に、「5円40銭」を「5円50銭」に、「8円64銭」を「8円80銭」に、「11円88銭」を「12円10銭」に、「2円16銭」を「2円20銭」に、「4円32銭」を「4円40銭」に、「523円」を「534円」に、「764円」を「779円」に、「259円」を「264円」に、「151円」を「154円」に改め、同表の3の項中「13円65銭」を「13円90銭」に改め、同表の4の項中「24円56銭」を「25円3銭」に、「49円11銭」を「50円3銭」に、「8円20銭」を「8円36銭」に、「16円38銭」を「16円69銭」に改め、同表の5の項中「152円」を「155円」に、「60円99銭」を「62円13銭」に、「982円」を「1,001円」に、「1,117円」を「1,139円」に、「85円63銭」を「87円22銭」に、「174円」を「178円」に、「1,130円」を「1,152円」に改め、同表の6の項中「756円」を「770円」に改め、同表の7の項中「30,340円」を「30,900円」に、「11,620円」を「11,840円」に改める。

別表第4中「10,700円」を「10,900円」に、「11,770円」を「11,990円」に、「12,840円」を「13,080円」に、「13,910円」を「14,170円」に、「14,980円」を「15,260円」に改める。

別表第5の港湾施設占用料（伏木富山港富山地区富岩運河環水緑地に係るものに限る。）の項中「38円88銭」を「39円60銭」に改める。

別表第6の2の表中「173円」を「177円」に、「186円」を「190円」に、「161円」を「165円」に改める。

別表第7中「20銭」を「25銭」に、「1円35銭」を「1円38銭」に改める。

別表第10の1の項中「1,810円」を「1,840円」に、「780円」を「800円」に、「1,040円」を「1,060円」に、「290円」を「300円」に改め、同表の2

の項中「2,410円」を「2,460円」に改め、同表の3の項中「14,910円」を「15,190円」に、「16,410円」を「16,710円」に、「17,900円」を「18,230円」に、「19,390円」を「19,750円」に、「20,880円」を「21,270円」に、「26,240円」を「26,730円」に、「34,120円」を「34,750円」に、「75,410円」を「76,810円」に改め、同表の4の項中「2,410円」を「2,460円」に、「12,440円」を「12,670円」に、「13,680円」を「13,930円」に、「14,910円」を「15,190円」に、「16,160円」を「16,460円」に、「17,400円」を「17,720円」に、「18,640円」を「18,990円」に、「19,880円」を「20,250円」に、「21,120円」を「21,510円」に、「27,460円」を「27,970円」に、「28,700円」を「29,230円」に、「29,940円」を「30,500円」に、「44,910円」を「45,740円」に、「46,150円」を「47,010円」に、「47,390円」を「48,270円」に、「61,610円」を「65,750円」に改め、同表の5の項中「129,600円」を「132,000円」に改め、同表の6の項中「3,390円」を「3,450円」に、「8,480円」を「8,640円」に、「9,600円」を「9,780円」に、「10,720円」を「10,920円」に、「11,840円」を「12,060円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「14,080円」を「14,340円」に改め、同表の7の項中「2,160円」を「2,200円」に改め、同表の8の項中「1,790円」を「1,820円」に、「1,980円」を「2,020円」に、「2,150円」を「2,190円」に、「2,330円」を「2,370円」に、「2,510円」を「2,560円」に、「3,160円」を「3,220円」に、「4,100円」を「4,180円」に、「9,070円」を「9,240円」に改め、同表の9の項中「520円」を「530円」に改め、同表の10の項中「5円99銭」を「6円11銭」に、「7円99銭」を「8円14銭」に、「4円」を「4円7銭」に、「162円」を「165円」に改め、同表の11の項中「57,390円」を「58,450円」に改め、同表の12の項中「13円65銭」を「13円90銭」に改め、同表の13の項中「46円98銭」を「47円85銭」に、「93円96銭」を「95円70銭」に改め、同表の15の項中「1,010円」を「1,030円」に改める。

(富山県富山空港条例の一部改正)

第30条 富山県富山空港条例(昭和38年富山県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「1.08」を「1.10」に改める。

(富山県運河管理条例の一部改正)

第31条 富山県運河管理条例（昭和37年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「42円」を「43円」に改める。

（富山県立都市公園条例の一部改正）

第32条 富山県立都市公園条例（昭和52年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1(2)の表中「680円」を「690円」に改める。

別表第3の2の表中「38円88銭」を「39円60銭」に改める。

別表第4の1の表富山県総合運動公園の項中「137,040円」を「139,580円」に、「30,530円」を「31,100円」に、「15,260円」を「15,540円」に、「270円」を「280円」に、「1.08」を「1.10」に、「164,440円」を「167,490円」に、「4,910円」を「5,000円」に、「15,790円」を「16,080円」に、「7,900円」を「8,050円」に、「4,900円」を「4,990円」に、「2,450円」を「2,500円」に、「7,340円」を「7,480円」に、「3,670円」を「3,740円」に、「2,060円」を「2,100円」に、「1,370円」を「1,400円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「690円」を「700円」に、「510円」を「520円」に、「340円」を「350円」に改め、同表富山県五福公園の項中「119,080円」を「121,290円」に、「18,430円」を「18,770円」に、「9,220円」を「9,390円」に、「1.08」を「1.10」に、「164,440円」を「167,490円」に、「3,950円」を「4,020円」に、「1,970円」を「2,010円」に、「42,230円」を「43,010円」に、「10,530円」を「10,730円」に、「1,060円」を「1,080円」に、「21,170円」を「21,560円」に、「6,580円」を「6,700円」に、「660円」を「670円」に、「132,320円」を「134,770円」に、「1,330円」を「1,350円」に、「4,900円」を「4,990円」に、「490円」を「500円」に、「2,450円」を「2,500円」に改め、同表富山県岩瀬スポーツ公園の項中「79,390円」を「80,860円」に、「7,900円」を「8,050円」に、「39,690円」を「40,430円」に、「3,950円」を「4,020円」に、「1,970円」を「2,010円」に、「490円」を「500円」に、「330円」を「340円」に、「4,900円」を「4,990円」に、「2,450円」を「2,500円」に、「5,270円」を「5,370円」に、「990円」を「1,010円」に、「660円」を「670円」に、「26,170円」を「26,650円」に改め、同表富山県常願寺川公園の項中「4,900円」を「4,990円」に、「2,450円」

を「2,500円」に、「490円」を「500円」に、「330円」を「340円」に改め、同表富山県空港スポーツ緑地の項中「99,220円」を「101,060円」に、「15,790円」を「16,080円」に、「7,900円」を「8,050円」に、「490円」を「500円」に、「330円」を「340円」に改め、同表富山県富岩運河環水公園の項中「46,000円」を「47,000円」に、「490円」を「500円」に、「920円」を「940円」に、「460円」を「470円」に、「520円」を「530円」に、「270円」を「280円」に、「320円」を「330円」に改める。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正)

第33条 富山県置県百年記念県民公園条例(昭和58年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1(2)の表中「5,250円」を「5,350円」に、「1,250円」を「1,270円」に、「440円」を「450円」に改める。

別表第4の2の表中「38円88銭」を「39円60銭」に改める。

別表第5の1の表県民公園新港の森の項中「3,950円」を「4,020円」に、「1,970円」を「2,010円」に、「27,770円」を「28,280円」に、「7,110円」を「7,240円」に、「1,060円」を「1,080円」に、「14,550円」を「14,820円」に、「4,470円」を「4,550円」に、「660円」を「670円」に、「490円」を「500円」に、「330円」を「340円」に改め、同表県民公園太閤山ランドの項中「1,270円」を「1,290円」に、「890円」を「910円」に、「380円」を「390円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「710円」を「720円」に、「310円」を「320円」に、「390円」を「400円」に、「320円」を「330円」に、「15,350円」を「15,630円」に、「990円」を「1,010円」に、「660円」を「670円」に、「7,630円」を「7,770円」に、「5,090円」を「5,180円」に、「25,170円」を「25,640円」に、「820円」を「840円」に、「550円」を「560円」に、「370円」を「380円」に、「6,540円」を「6,660円」に、「4,360円」を「4,440円」に、「2,910円」を「2,960円」に、「2,400円」を「2,440円」に、「490円」を「500円」に、「330円」を「340円」に、「66,150円」を「67,380円」に、「3,950円」を「4,020円」に、「1,970円」を「2,010円」に、「30,690円」を「31,260円」に、「8,180円」を「8,330円」に、「4,090円」を「4,170円」に、「122,780円」を「125,050円」に、「13,080円」を「13,320円」に改める。

別表第 6 中「38円88銭」を「39円60銭」に改める。

(富山県美術館条例の一部改正)

第34条 富山県美術館条例(昭和55年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第10条第 3 項中「4,100 円」を「4,200 円」に改める。

別表第 2 中「320 円」を「330 円」に改める。

(富山県水墨美術館条例の一部改正)

第35条 富山県水墨美術館条例(平成10年富山県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表の 3 中「4,100 円」を「4,200 円」に改める。

(富山県立山博物館条例の一部改正)

第36条 富山県立山博物館条例(平成 3 年富山県条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表中「1,710 円」を「1,740 円」に、「770 円」を「780 円」に、「940 円」を「960 円」に、「320 円」を「330 円」に、「2,060 円」を「2,100 円」に、「1,120 円」を「1,140 円」に、「380 円」を「390 円」に改める。

(富山県青少年自然の家条例の一部改正)

第37条 富山県青少年自然の家条例(昭和49年富山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,320 円」を「2,360 円」に、「690 円」を「700 円」に、「350 円」を「360 円」に、「270 円」を「280 円」に改める。

(富山県立山荘条例の一部改正)

第38条 富山県立山荘条例(昭和39年富山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「10,580円」を「10,780円」に、「6,740 円」を「6,860 円」に、「7,340 円」を「7,480 円」に、「4,150 円」を「4,230 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「860 円」を「880 円」に、「690 円」を「700 円」に改める。

別表の 2 の表中「21,910円」を「22,320円」に、「9,260 円」を「9,430 円」に、「4,630 円」を「4,720 円」に改める。

(富山県総合体育センター条例の一部改正)

第39条 富山県総合体育センター条例(昭和59年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「6,780」を「6,900」に、「2,260」を「2,310」に、「45,150」を「45,990」に、「4,520」を「4,600」に、「1,500」を「1,530」に、「30,140」を「30,700」に、「570」を「580」に、「31,590」を「32,170」に、「10,530」を「10,730」に、「10,150」を「10,340」に、「3,380」を「3,450」に、「5,740」を「5,840」に、「6,740」を「6,860」に改める。

別表第2の2の表中「300」を「310」に、「520」を「540」に、「420」を「430」に、「660」を「670」に、「1,050」を「1,070」に、「840」を「860」に、「390」を「400」に、「480」を「490」に、「1,320」を「1,340」に、「790」を「810」に改める。

(富山県営体育施設条例の一部改正)

第40条 富山県営体育施設条例(昭和39年富山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表富山県高岡総合プールの項中「10,620」を「10,810」に、「3,540」を「3,600」に、「15,940」を「16,240」に、「5,320」を「5,420」に、「1,180」を「1,210」に、「5,540」を「5,650」に改め、同表県営富山武道館、県営高岡武道館及び県営富山弓道場の項中「3,380」を「3,450」に、「1,130」を「1,150」に、「6,770」を「6,890」に、「2,250」を「2,290」に改め、同表富山県福光射撃場の項中「19,750」を「20,110」に、「13,170」を「13,410」に改め、同表富山県漕艇場の項中「3,150」を「3,210」に改め、同表富山県上市カヌー競技場の項中「2,050」を「2,080」に改め、同表富山県西部体育センターの項中「6,780」を「6,900」に、「2,260」を「2,310」に、「50,200」を「51,120」に、「7,530」を「7,670」に、「3,010」を「3,070」に、「1,010」を「1,030」に、「24,790」を「25,250」に、「3,710」を「3,780」に、「500」を「510」に、「5,920」を「6,020」に改める。

別表第3の2の表富山県高岡総合プールの項中「330」を「340」に、「390」を「400」に改め、同表県営富山武道館、県営高岡武道館及び県営富山弓道場の項中「70」を「80」に、「150」を「160」に改め、同表富山県福光射撃場の項中「660」を「670」に、「520」を「540」に改め、同表富山県漕艇場の項中

「1,100」を「1,120」に、「1,320」を「1,340」に、「660」を「670」に、「870」を「890」に、「440」を「450」に、「3,290」を「3,350」に、「2,410」を「2,460」に、「1,200」を「1,230」に、「1,760」を「1,790」に、「1,530」を「1,560」に、「770」を「780」に改め、同表富山県上市カヌー競技場の項中「450」を「460」に、「620」を「630」に、「1,090」を「1,110」に、「550」を「560」に、「3,290」を「3,350」に、「1,530」を「1,560」に、「770」を「780」に、「1,760」を「1,790」に、「890」を「900」に、「2,410」を「2,450」に、「1,200」を「1,230」に改め、同表富山県西部体育センターの項中「390」を「400」に、「660」を「670」に、「520」を「540」に、「840」を「860」に、「420」を「430」に、「680」を「690」に、「340」を「350」に、

メンタルトレーニング	個人	一般	1回	330	を
		児童及び生徒		170	

メンタルトレーニング	個人	一般	1回	340	に、
		児童及び生徒		170	

「480」を「490」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(富山県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に富山県収入証紙条例施行規則（昭和39年富山県規則第13号）第5条の規定により収入証紙売りさばき人が交付を受けた富山県収入証紙に係る富山県収入証紙条例第6条第1項ただし書に該当する場合の現金の還付については、第2条の規定による改正後の富山県収入証紙条例第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(高志の国文学館条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に第9条、第13条、第16条、第20条、第21条、第35条又は第36条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により承認を受けている者

の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、第9条、第13条、第16条、第20条、第21条、第35条又は第36条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県営駐車場管理条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に富山県営駐車場に駐車している自動車の当該駐車に係る富山県営駐車場管理条例第7条の規定による普通料金の額については、第19条の規定による改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第19条の規定による改正前の富山県営駐車場管理条例第8条ただし書の規定により発行した回数券及び定期駐車券でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の施行の日以後においても、なお使用することができる。

(富山県林道条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際現に第24条の規定による改正前の富山県林道条例の規定により占用の許可を受けている者の当該許可に係る占用の期間についての占用料の額は、同条の規定による改正後の富山県林道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に第25条の規定による改正前の富山県漁港管理条例（以下この項から第9項までにおいて「旧条例」という。）第10条の規定による届出を行い、又は旧条例第11条の2第1項の規定による許可を受けている者の当該届出又は許可に係る期間についての使用料の額は、第25条の規定による改正後の富山県漁港管理条例（次項及び第9項において「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に旧条例第11条第1項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る占用の期間についての占用料の額は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に旧条例第12条の2第1項の許可を受けている者の当該許可に係る土砂採取料又は当該許可に係る占用の期間についての占用料の額は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 この条例の施行の際現に第26条の規定による改正前の富山県が管理する国土交

通省所管公共用財産の使用等に関する条例第2条第1項の許可を受けている者の当該許可に係る使用の期間についての使用料の額又は当該許可に係る産出物採取料の額は、第26条の規定による改正後の富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）の規定による道路の占用の許可を受け、又は協議が成立している者の当該許可又は協議に係る占用の期間についての占用料の額は、第27条の規定による改正後の富山県道路占用料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県公共海岸占用料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 この条例の施行の際現に第28条の規定による改正前の富山県公共海岸占用料等に関する条例第2条第1項の許可を受けている者の当該許可に係る占用の期間についての占用料又は当該許可に係る土石採取料の額は、第28条の規定による改正後の富山県公共海岸占用料等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 この条例の施行の際現に知事の許可を受けて岸壁、栈橋（富山県岩瀬プレジャーボート係留場の栈橋を除く。）、泊地又は物揚場を使用している者の当該許可に係る使用料の額については、第29条の規定による改正後の富山県港湾管理条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県富山空港条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 第30条の規定の施行の日前に富山空港の施設の使用を開始した者で同日以後も引き続き富山空港の施設を使用するものの当該使用の期間に係る富山県富山空港条例第16条第1項の規定による停留料の額については、第30条の規定による改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 この条例の施行の際現に第32条の規定による改正前の富山県立都市公園条例の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県立都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置)

16 この条例の施行の際現に第33条の規定による改正前の富山県置県百年記念県民公園条例の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県美術館条例の一部改正に伴う経過措置)

17 この条例の施行の際現に第34条の規定による改正前の富山県美術館条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る特別観覧料の額については、同条の規定による改正後の富山県美術館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 31 号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の10第 1 項各号列記以外の部分及び附則第 5 条の12第 1 項中「平成31年 3 月31日」を「平成34年 3 月31日」に改める。

附則第11条中「平成32年 3 月31日」を「平成37年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

富山県青少年健全育成条例一部改正の件

富山県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条の3」を「第18条の4」に改める。

第3条第1号中「6歳以上」を削る。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 規制措置（第7条—第18条の4）

第15条の2の次に次の1条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第15条の3 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第18条の4において同じ。）その他の記録をいう。第24条第3項第11号において同じ。）の提供を行うように求めてはならない。

第18条の3の見出し中「有害情報」を「青少年有害情報」に改め、同条第1項を次のように改める。

インターネットを利用することができる端末設備（以下この条において「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、青少年が端末設備を利用するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。次項及び次条において「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第

9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。次項において同じ。)の活用その他適切な方法により、青少年有害情報(同条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下この条において同じ。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

第18条の3第2項中「有害情報」を「青少年有害情報」に、「フィルタリング」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。次条において同じ。)」に改め、同条第3項中「有害情報」を「青少年有害情報」に改める。

第2章中第18条の3の次に次の1条を加える。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明書交付義務等)

第18条の4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下この条及び第21条第1項第7号において同じ。)は、青少年又は保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第14条の規定による説明をするときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した説明書又は記録した電磁的記録を交付しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。)に対し、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次項において同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面又は記録した電磁的記録を提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受け、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない役務提供契約(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約をいう。以下この項において同じ。)

を締結したとき、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。）に係る役務提供契約を締結したときは、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は当該契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくは電磁的記録又は当該書面に記載され、若しくは当該電磁的記録に記録された事項のうち前項に規定する記載事項が記載された書面若しくは記録された電磁的記録を保存しなければならない。

- 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第21条第1項に次の1号を加える。

(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

第24条第3項中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 第15条の3の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者
 - イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富山県青少年健全育成条例第18条の4第4項から第6項までの規定は、この条例の施行前に締結した契約については、適用しない。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 33 号

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年富山県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加える。

第5条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第2項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同項第5号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 34 号

富山県厚生センター条例一部改正の件

富山県厚生センター条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県厚生センター条例の一部を改正する条例

富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表歯科処置の項を次のように改める。

歯科処置	1人1回 につき	歯科処置の種類に応じ診療報酬額の100分の80に相当する額
------	-------------	-------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例一部改正の件

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の一部を改正する条例

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年富山県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により充てられたものとされた児童委員

第10条第2項中「前項第3号」を「前項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 36 号

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項各号列記以外の部分中「別表第1の3」の次に「、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条」を加え、「において、同令」を「において、医療法施行規則」に改め、「」における検体検査の業務」の次に「（富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）」を、「手術」とあるのは「」の次に「基準条例第33条第3項第2号の規定による」を加え、「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する」を「基準条例第33条第3項第3号の規定による」に、「「医療」」を「「基準条例第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例一部改正の件

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成26年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

表中「378」を「380」に、「146」を「148」に、「74」を「76」に、「113」を「116」に、「218」を「221」に、「78」を「79」に改める。

附 則

この条例は、平成31年12月1日から施行する。

議案第 38 号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月25日 提出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第28条第4項及び第37条第3項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第54条第2項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第58条第4項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第60条第1項第4号中「の学部で」を「（短期大学を除く。次号において同じ。）において」に改め、同項第5号中「の学部で」を「において」に改め、同項第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第68条第15項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第92条第3項及び第100条第4項中「の学部で、心理学を」を「（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改める。

第102条第1項第4号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改め、

同項第 8 号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第 3 条の 2 中「（昭和 24 年法律第 147 号）」を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

富山県立総合衛生学院条例一部改正の件

富山県立総合衛生学院条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県立総合衛生学院条例の一部を改正する条例

富山県立総合衛生学院条例（昭和45年富山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「、助産学科及び看護学科」を「及び助産学科」に改める。

第 5 条第 3 号を削る。

第 6 条の表中看護学科の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 看護学科は、この条例による改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成31年 3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間（次項において「在学期間」という。）、存続するものとする。

3 この条例による改正前の第 5 条第 3 号の規定は、在学期間は、なおその効力を有する。

議案第 40 号

富山県薬事総合研究開発センター条例一部改正の件

富山県薬事総合研究開発センター条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県薬事総合研究開発センター条例の一部を改正する条例

富山県薬事総合研究開発センター条例（昭和60年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表を次のように改める。

種別	単位	金額	備考
製剤機械	1 台につき 1 時間	200 円以上 4,500 円 以下	1 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。 2 製剤機械、生薬調製機械及び試験機器の利用に係る消耗品費及び原材料費は、実費を徴収する。
生薬調製機械	1 台につき 1 時間	300 円以上 600 円以下	
試験機器（試験等の性質上 1 日単位で使用する機器を除く。）	1 台につき 1 時間	100 円以上17,200円 以下	
試験機器（試験等の性質上 1 日単位で使用する機器に限る。）	1 台につき 1 日	3,100 円以下	
開放試験室	1 時間	200 円以下	
動物実験室	1 ケージにつき 1 日	400 円以下	

別表の 2 の表中 「6,800 円以上19,300円」 を 「6,900 円以上19,600円」 に、「2,600 円以上 5,100 円」 を 「2,700 円以上 5,200 円」 に、「8,000 円」 を 「8,200 円」 に、「35,400円以上73,000円」 を 「36,000円以上74,300円」 に、「64,300円以上66,000円」 を 「65,500円以上67,200円」 に、「10,900円」 を 「11,100円」 に、「4,100 円」 を 「4,200 円」 に、「8,600 円」 を 「8,700 円」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の1の表の改正規定（生薬調製機械に係る部分を除く。）及び別表の2の表の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 41 号

富山県産業技術研究開発センター条例一部改正の件

富山県産業技術研究開発センター条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県産業技術研究開発センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県産業技術研究開発センター条例（昭和61年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表の 1 の項中「8,900 円」を「9,000 円」に改め、同表の 2 の項中「400 円以上 6,700 円」を「500 円以上 6,800 円」に改め、同表の 3 の項中「3,700 円」を「3,800 円」に改め、同表の 4 の項中「1,100 円」を「2,000 円」に改め、同表の 5 の項中「4,100 円」を「4,200 円」に改め、同表の 7 の項中「16,300 円」を「16,600 円」に改め、同表の 8 の項中「9,200 円」を「9,400 円」に改める。

別表の 2 の表の 1 の項中「34,200 円」を「34,800 円」に改め、同表の 2 の項中「8,800 円」を「8,900 円」に改め、同表の 3 の項中「4,000 円」を「13,900 円」に改め、同表の 4 の項中「500 円以上 5,700 円」を「600 円以上 5,800 円」に改め、同表の 5 の項中「25,700 円」を「26,200 円」に改め、同表の 6 の項中「1 試料」の次に「、1 成分」を加え、「25,100 円」を「25,500 円」に改め、同表の 7 の項中「2,200 円」を「2,300 円」に改め、同表の 8 の項中「17,000 円」を「17,300 円」に改め、同表の 9 の項中「14,600 円」を「14,800 円」に改め、同表の 10 の項中「22,900 円」を「23,300 円」に改め、同表の 11 の項中「7,400 円」を「7,500 円」に改め、同表の 12 の項中「2,100 円」を「2,200 円」に改め、同表の 13 の項中「4,500 円」を「4,600 円」に改め、同表の 14 の項中「1,700 円」を「1,800 円」に改め、同表の 15 の項中「4,100 円」を「4,200 円」に改める。

第 2 条 富山県産業技術研究開発センター条例の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表の 3 の項中「13,900 円」を「14,100 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表の2の表の3の項の改正規定及び同表の6の項の改正規定（「1試料」の次に「、1成分」を加える部分に限る。） 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第1条（別表の1の表の4の項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）及び第2条の規定 平成31年10月1日
（経過措置）

2 この条例（前項各号に掲げる規定については、当該各号に掲げる規定）の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 42 号

富山県総合デザインセンター条例一部改正の件

富山県総合デザインセンター条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例

第1条 富山県総合デザインセンター条例（平成11年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表1中「74,700円以上92,800円」を「76,100円以上94,500円」に改める。

別表2中「1,700円」を「2,400円」に改める。

第2条 富山県総合デザインセンター条例の一部を次のように改正する。

別表2中

その他機械器具	1式1時間につき	100円以上2,400円以下
---------	----------	----------------

を

その他機械器具	1式1時間につき	100円以上2,500円以下
---------	----------	----------------

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条中別表1の改正規定及び第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 43 号

富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

別表第1非紹介患者加算料の項中「5,000円」を「5,090円」に、「3,000円」を「3,060円」に、「2,500円」を「2,550円」に、「1,500円」を「1,530円」に改め、同表医師所見料の項中「10,800円」を「11,000円」に改め、同表診断書交付手数料の項中「1,520円」を「1,550円」に、「3,010円」を「3,060円」に、「6,210円」を「6,320円」に、「1,780円」を「1,820円」に改め、同表証明書交付手数料の項中「1,520円」を「1,550円」に、「2,260円」を「2,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

議案第 44 号

富山県営土地改良事業分担金等徴収条例一部改正の件

富山県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

富山県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和30年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 45 号

富山県国営土地改良事業負担金等徴収条例一部改正の件

富山県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

富山県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和44年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表以外の部分中「災害復旧を」を「災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下この項において「災害復旧等」という。）を」に、「災害復旧の」を「災害復旧等の」に改め、同項の表 1 の項中「災害復旧」を「災害復旧等」に改める。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「第36条の 2 第 1 項」を「第36条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 2 項から附則第 4 項までを削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

議案第 46 号

市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,615人」を「5,596人」に、「37人」を「42人」に、「44人」を「39人」に、「278人」を「273人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 47 号

工事委託契約変更に関する件

平成29年6月定例県議会において議決を経た神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター1号汚泥溶融施設改築工事委託契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

契 約 金 額	変更前	1,800,000,000円
	変更後	1,448,600,000円

議案第 48 号

工事請負契約変更に関する件

平成29年11月定例県議会において議決を経た主要地方道富山立山公園線道路総合交付金（改築）利田高架橋上部工工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

契 約 金 額	変更前	525,096,000円
	変更後	534,484,440円

議案第 49 号

工事請負契約変更に関する件

平成29年11月定例県議会において議決を経た神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター水処理施設（11／14系列）土木工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

完 成 期 日	変 更 前	平成31年 3月15日
	変 更 後	平成31年10月15日

議案第 50 号

公立大学法人富山県立大学中期目標の一部変更の件

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第25条第 1 項の規定により、公立大学法人富山県立大学中期目標の一部を次のように変更する。

平成31年 2 月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

前文の基本目標中「基盤的・先端的な研究を推進し、県内産業の発展はもとより国内と世界の学術の向上に貢献する。」を「基盤的・先端的な研究を推進し、県内産業、保健及び医療の発展はもとより国内と世界の学術の向上に貢献する。」に、「富山県における知の拠点として、優れた教育研究成果を広く地域社会に還元し、地域及び産業の振興に貢献する。」を「富山県における知の拠点として、優れた教育研究成果を広く地域社会に還元し、地域及び産業の振興並びに保健及び医療の充実に貢献する。」に改める。

前文の中期目標の期間及び教育研究上の基本組織中

学 部	学 科
工学部	機械システム工学科
	知能デザイン工学科
	情報システム工学科
	生物工学科
	環境工学科

を

学 部	学 科
工学部	機械システム工学科
	知能ロボット工学科
	電子・情報工学科
	環境・社会基盤工学科
	生物工学科
	医薬品工学科

に改める。

看護学部	看護学科
------	------

第1の1から4まで以外の部分中「学士課程においては」を「学士課程において、工学部では」に、「素養」を「教養」に改め、「」を持った人材」の次に「を育成し、看護学部では、幅広い教養と人々への共感的態度を備えた人間性豊かな人材」を加える。

第1の2の(2)中「キャリア教育」の次に「、工学と看護学の連携による授業科目の設定」を加える。

第1の4の(3)中「併せて」を「工学部・工学研究科においては」に改め、「図る。」の次に次の一段落を加える。

看護学部においては、県内の保健医療福祉施設（以下「医療機関等」という。）との連携を構築し、本県の地域医療に貢献することの魅力伝えるなど、県内定着に向けた就職支援に取り組む。

第2の1及び2以外の部分中「産学官金連携」を「産学官金・医療機関等の連携」に改め、「還元する。」の次に次の一段落を加える。

また、工学と看護学の融合による特色ある研究を推進する。

第2の1の(1)中「産業の」を「産業、保健及び医療の」に、「産業発展の」を「工学部・工学研究科においては、産業発展の」に改め、「推進する。」の次に次の一段落を加える。

看護学部においては、地域の保健・医療の発展に寄与できるよう、社会のニーズを踏まえた実践的・先端的な研究を推進する。

第2の1の(2)中「産学官金の連携」を「産学官金・医療機関等の連携」に改める。

第2の2の(1)中「5学科全てについて入学定員の増員と」を「入学定員の増員や」に改める。

第3の1及び2以外の部分中「産学官金連携」を「産学官金・医療機関等の連携」に改める。

第3の1の(1)中「産学官金連携」を「産学官金・医療機関等の連携」に改め、「産学官金」の次に「・医療機関等」を加える。

第3の1の(4)中「企業」の次に「、医療機関等」を加える。

第3の1の(5)中「応える。」の次に次の一段落を加える。

また、地域の保健・医療の充実に貢献できる有為な看護人材の県内定着を図り、県内医療機関等の期待に応える。

第4の2中「5学科全てについて入学定員の増員と」を「入学定員の増員や」に改める。

附 則

この中期目標の変更期日は、平成31年4月1日とする。

議案第 51 号

国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の一部負担の追加に関する件

平成 6 年 6 月定例県議会で議決を経た国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の一部負担に関する件の一部を次のように改正し、平成31年度以降の事業に係る負担金から適用する。

平成31年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

1 対象事業及び負担率 (1) 国営土地改良事業の表に次のように加える。

国営土地改良施設突発事故復旧事業	事業費（事務費を除く。） の1000分の34
------------------	---------------------------

1 対象事業及び負担率 (2) 県営土地改良事業の表に次のように加える。

県営土地改良施設突発事故復旧事業	事業費（事務費を除く。） の 100 分の18
中山間地域	事業費（事務費を除く。） の 100 分の13
水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）	事業費（事務費を除く。） の 100 分の11
防災重点ため池整備事業 大規模事業	事業費（事務費を除く。） の 100 分の12
小規模事業	事業費（事務費を除く。） の 100 分の17

5 の次に次のように加える。

6 県営土地改良施設突発事故復旧事業の項でいう「中山間地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第72号）第 2 条第 4 項

の規定に基づき公示された特定農山村地域を含む市町村とする。

報告第 1 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成31年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法 第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
1	平成30年9月4日に県道高岡小杉線射水市布目沢地内で発生した樹木接触による看板の損傷	射水市 株式会社ホールマ インド	県が支払う額 38,880円	平成31年 1月4日
7	平成30年12月15日に高岡市京町地内で発生した捜査業務中における天井板の損傷	射水市在住1名	県が支払う額 40,000円	平成31年 1月28日
8	平成31年1月6日に高岡市東海老坂地内で発生した交通違反取締り中における車両の損傷	高岡市在住1名	県が支払う額 21,470円	平成31年 1月31日

報告第 2 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

平成31年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第180条第1項による専決処分）

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
2	平成30年9月26日に富山市新総曲輪地内で発生した県有自動車の交通事故	富山市 とうざわ印刷工業株式会社 富山市在住1名	県が受け取る額 167,173円	平成31年 1月4日
3	平成30年9月28日に富山市秋ヶ島地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が支払う額 162,438円	平成31年 1月9日
4	平成30年8月20日に富山市任海地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住2名	県が受け取る額 198,076円	平成31年 1月11日
5	平成30年10月23日に滑川市中川原地内で発生した警察車両の交通事故	射水市在住1名	県が受け取る額 99,792円	平成31年 1月23日
6	平成30年10月9日に高岡市赤祖父地内で発生した県有自動車の交通事故	高岡市在住1名	県が受け取る額 80,745円	平成31年 1月24日
9	平成30年11月19日に富山市牛島本町地内で発生した県有自動車の交通事故	富山市 野村土建株式会社 富山市在住1名	県が支払う額 110,581円	平成31年 2月6日